

第5 生活を支える基盤づくりを進めます

【生活福祉分野】

（「基盤づくり」とは）

- ビジョンが目指す「新しい自立」を実現するためには、これまでの子ども家庭、高齢者、障害者などの対象者別の取組や、保健・医療分野の施策展開とともに、以下の視点から「基盤づくり」に取り組むことが重要です。

【低所得者への支援に取り組む】

- 第1に、社会保障の根幹とも言える低所得者への支援です。障害・疾病・失業等の理由から、自らの収入で自らの生活を維持できない場合があります。「所得保障は基本的に国の役割」という役割分担の下、最後のセーフティネットとしての「生活保護制度」をはじめ、大都市に先鋭的に現れる社会問題である「ホームレス対策」、様々な生活困難に対する資金貸付制度の運営などの取組が重要です。

【福祉のまちづくりを推進する】

- 次に、「福祉のまちづくり」の推進です。高齢者・障害者をはじめ、だれもが自由に行動し、社会参加できる都市づくり・環境づくりは「新しい自立」の基盤です。本格的な少子高齢社会が到来する中で、ユニバーサルデザインの理念(*)を基本として、都市施設等の整備から福祉のまちづくりについての普及啓発・都民の意識の醸成まで、ハードとソフトの両面から取組を加速していくことが必要です。

* ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位・人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすること。

【「地域の力」を引き出し、育む】

- さらには、ビジョンが掲げる「地域の力」の向上を図る取組です。都市化等が進展する中で、地域社会のもつ「支え合い」「相互扶助」という福祉の基盤とも言える機能の低下が指摘されています。
- 地域特有のニーズを捉え、地域の多様な社会資源を生かした区市町村の取

組を支援するなど、「地域の力」を引き出し、育むための取組を進めていく必要があります。

- こうした視点・考え方を基本に据えて、対象者別・分野別の施策展開と連携しながら、個々人の生活をしっかりと支える「基盤づくり」に幅広く取り組んでいきます。

（中期的な取組の方向）

【1】「自立の助長」をより重視した生活保護の実施

- 高齢化の一層の進展、90年代後半から続いた景気動向や伝統的な雇用システムの変化、離婚率の上昇等から、東京はもとより全国において、被保護世帯数が増加傾向をたどっています。

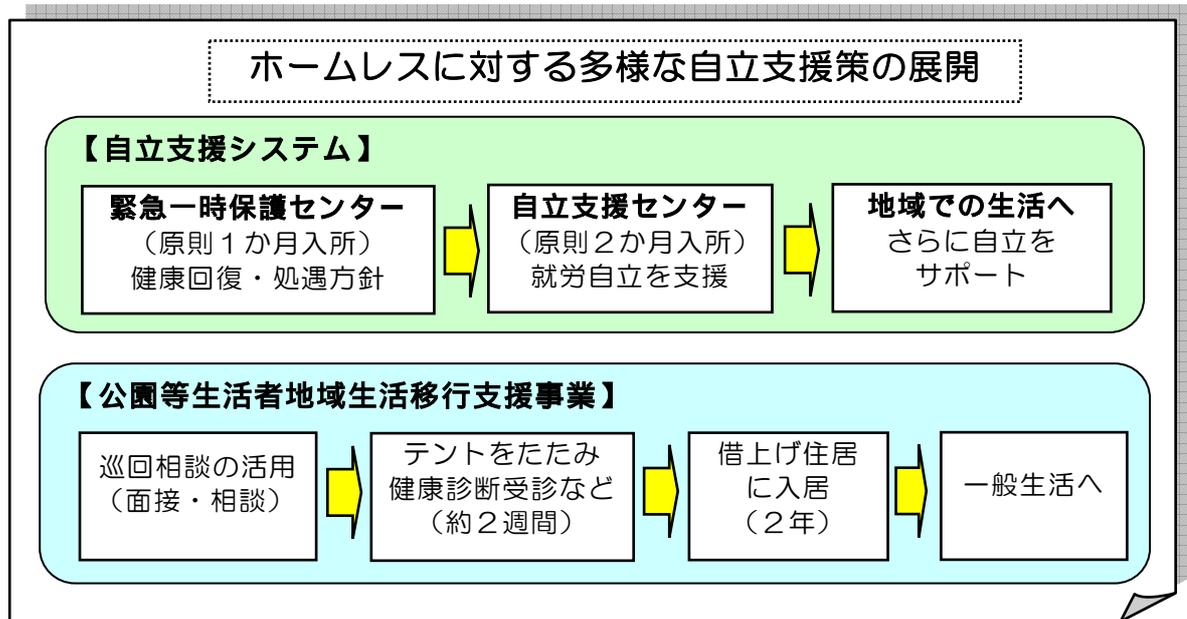
さらに近年は、保護開始となった世帯が短期間で就労自立等に至らず、保護受給期間が長期化する傾向にあります。

＊都内の被保護世帯数は、バブル崩壊後の平成4年（約6万4千世帯）を境に増加に転じ、平成17年度は約14万4千世帯となり、過去最高を更新しました。

- こうした中、国及び地方自治体では、生活保護制度のあり方をめぐる様々な議論が行われています。都は、平成16年7月に「生活保護制度改善に向けた提言」を発表。自立支援の仕組みの構築等について政策提言し、都の提案の趣旨に沿った形での国の制度改正も行われました。
- 同時に都は、平成17年度に独自の「被保護者自立促進事業」を創設し、就労・社会参加・地域生活移行・健康増進等に取り組む区市を支援するなど、自立を重視した生活保護の実施に取り組んできました。
- しかし、その一方で、被保護者の急激な増加や就労自立等の新たな取組の中で、福祉事務所のケースワーカー等の経験・力量の不足等が指摘されており、人材育成を含めた実施体制づくりについても、改めて取り組む必要があります。
- 今後、こうした課題を克服するとともに、引き続き、国に対して政策提言を行うなど、これまでの「最低限度の生活保障」に加え、就労や地域生活への移行など、「自立の助長」をより重視した生活保護を区市とともに実施していきます。

【2】都区共同によるホームレスの自立支援

- 産業構造・就業構造の変化などの影響が先鋭的に現れる大都市にとって、ホームレス対策は大きな課題となっています。
- 都は、特別区と共同し、平成12年度に全国に先駆けてホームレスの社会復帰に向けた独自の自立支援システムを構築するとともに、平成16年度には公園生活者の地域生活移行支援事業を創設するなど、ホームレス対策に取り組んできました。

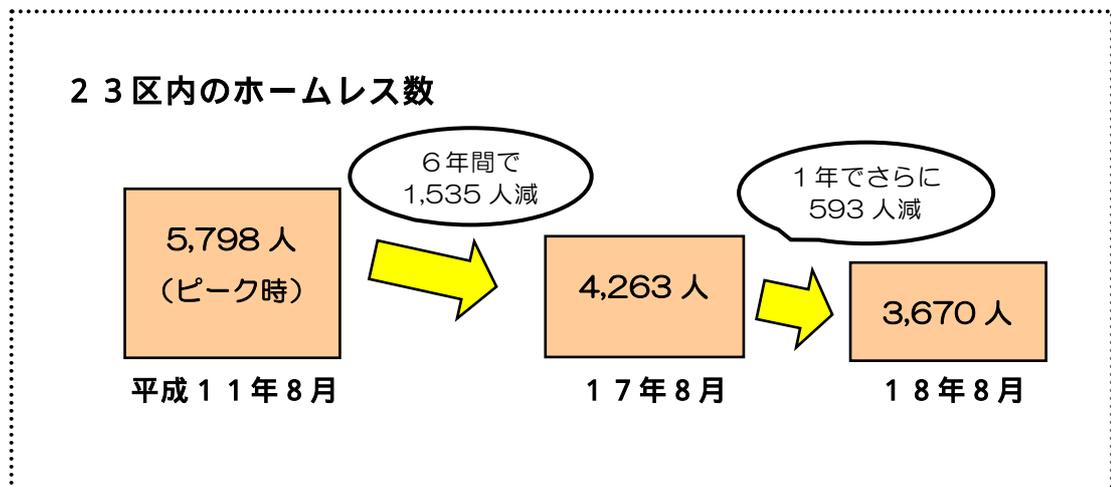


【概要】

- ・場所 世田谷区喜多見
- ・定員 100名
- ・2階建て
(1階)
食堂・浴室、相談室等
(2階)
生活スペース(居室)

緊急一時保護センター「世田谷寮」(平成18年11月開設)

- こうした取組の結果、23 区内のホームレス数はピーク時の 5,798 人（平成 11 年 8 月）から、3,670 人（平成 18 年 8 月）と大幅に減少しています。



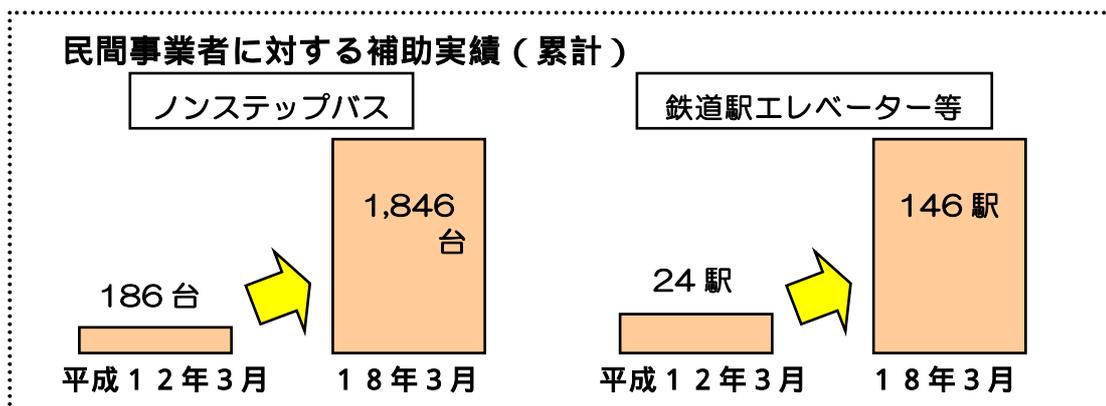
- 今後とも、さらなる減少と再ホームレス化の防止等を図るため、特別区はもとより、ホームレスの自立を支援する NPO や民間経済団体・労働団体等とも連携し、就業機会の確保や職場体験講習、就業支援相談等を行うなど、ホームレスの自立を支援していきます。

【3】新生活へのチャレンジを支援する新たな仕組みづくり

- 国全体としては、経済の好調が報じられる一方で、90 年代以降の社会経済状況の変化を背景に、様々な理由から生活困難になった方がいます。
- 例えば、やむを得ない理由から、いわゆる多重債務に陥った人の中には一定の収入のある人も多く、債務等の整理を行えば生活再建が可能な場合がありますが、相談窓口等の体制づくりが十分でなく、また、現行の公的貸付等は借金返済のための融資や給付を行うことができません。
- 自らの将来を自らの力で切り開いていくことができるよう、多重債務整理の仕組みづくりや、児童養護施設を退所する子どもたちの自立など、新生活へのチャレンジを支援する新たな施策を展開していきます。

【4】オリンピック招致等に向けて「福祉のまちづくり」を加速

- 現在、平成28年（2016年）の東京オリンピック・パラリンピックの招致、そして平成25年（2013年）の多摩国体・全国障害者スポーツ大会の開催に向けて準備が進められています。
- 全世界から東京に集うすべての人々が安全で快適に過ごすことができる「もてなしの精神」「思いやりの心」を込めたまちづくりの視点は、都が進めている「福祉のまちづくり」――高齢者や障害者をはじめ、だれもが自由に行動し、社会参加できるまちづくりと相通するものです。
- 都はこれまで、「東京都福祉のまちづくり条例」の制定（平成7年）をはじめ、鉄道駅エレベーターやノンステップバスの整備、地域のバリアフリー化の支援など、全国に先駆けて様々な施策を展開してきました。
こうした取組や、国の法制化も相まって、建築物や道路、公共交通のバリアフリー化は着実に進みつつあります。



- 従来の「バリアフリー」の考え方を包含し発展させた「ユニバーサルデザイン」を基本理念に据えて、普及啓発や、区市町村や事業者の取組に対する必要な支援を行うなど、ハードとソフトの両面から福祉のまちづくりを推進していきます。

【5】「地域の福祉力」の向上

- 子育て不安、子どもが被害者・加害者となる事件の多発、認知症・ひとり暮らし高齢者の見守り、孤独死、障害者の地域生活への理解・協力、安全安心のまちづくりなど、今日の地域の抱える課題は多様です。公的な対応に加え、地域社会の協力・配慮が不可欠な事案が山積しています。
- 他方、都市化に伴う核家族化、就業環境の変化、近隣関係の希薄化など

を背景に、地域社会の機能は低下していますが、同時に、多くの人々が地域活動に参加を希望しているという調査結果もあります。

- 都はこれまでも、独自の補助制度により、地域特有のニーズをとらえ、地域の社会資源を活用した創意工夫ある区市町村の施策を支援するとともに、地域に根ざした活動を担う「民生・児童委員」との連携・協力を強化するなど、地域の力を生かす様々な取組を促してきました。
- 今後、こうした仕組みをさらに充実するなど、地域の多様な主体の持つ力を結集し、地域社会を再生していくための様々な方策を実施していきます。

これまでの取組

民生・児童委員の取組 ～生活保護受給者の自立に向けて～

(平成18年度「福祉保健局 民生・児童委員連絡会報告書」より要約)

- 生活保護受給者の生活の立て直し、自立への関心が高まっていますが、受給者が急増する中、福祉事務所だけで対応することが難しくなっています。
- そこで、我が地域の民生・児童委員は福祉事務所と協力し、年2回、受給者の家庭訪問を開始。高齢者など見守りが必要なケースを民生児童委員が訪問し、その結果を福祉事務所に報告しています。また、年数回の福祉事務所との懇談会を通じて、ケースワーカーとの顔の見える関係も築いています。
- 本年からは、若年層の就労自立支援にも協力していく予定です。

(平成19年度の重点プロジェクト)

- こうした方向性を踏まえ、以下の重点プロジェクトに取り組んでいきます。

- 1 新生活へのチャレンジを支援します
- 2 オリンピック招致・多摩国体開催を好機に
福祉のまちづくりを一層推進します
- 3 「地域の福祉力」の向上を目指します

1 新生活へのチャレンジを支援します

～生活上の様々な困難に対する新たな支援策を構築～

基本的な考え方

（生活上の様々な困難）

- 人は、日々の生活の中で、また、出産・子育てから高齢期までのライフステージの各段階において、失業、疾病、障害、災害など、生活上の様々な困難に遭遇する場合があります。
- 既存の生活福祉資金・母子福祉資金などの公的貸付制度は、こうした困難に陥った方々を経済的側面から支えるものであり、生活・修学・転居・事業開始・療養介護など各種の貸付が行われています。

（多様化する生活困難）

- しかし、今日の生活困難の背景は様々であり、そうした状況から脱却するためには、現行の公的貸付制度では対応できない場合があります。
 - ・ 例えば、やむを得ない理由で、いわゆる多重債務に陥った人の中には、一定の収入がある方も多く、債務一本化のための融資さえ受けられれば生活再建が可能な場合があります。しかし、現行の公的貸付制度は、借金返済のための融資を行うことができません。
 - ・ また、現行の公的貸付制度の多くが保証人（人的保証）を必要としているため、就職先等を確保できる見込みがあっても、一時費用（転居費・就職支度金等）が用意できず、新しい生活設計・将来展望が困難な場合があります（児童養護施設の退所者、DV被害者など）。

（新たな支援の仕組みを構築）

- こうした課題に対応するため、新たに、相談対応や資金貸付等を行い、様々な理由で生活困難になった方たちが、新たな生活へチャレンジできるよう支援します。

主な事業展開

新生活サポート事業の創設【新規】

- ・ 様々な困難に直面している方たちの新生活へのチャレンジを支援するため以下の2つの事業を実施します。

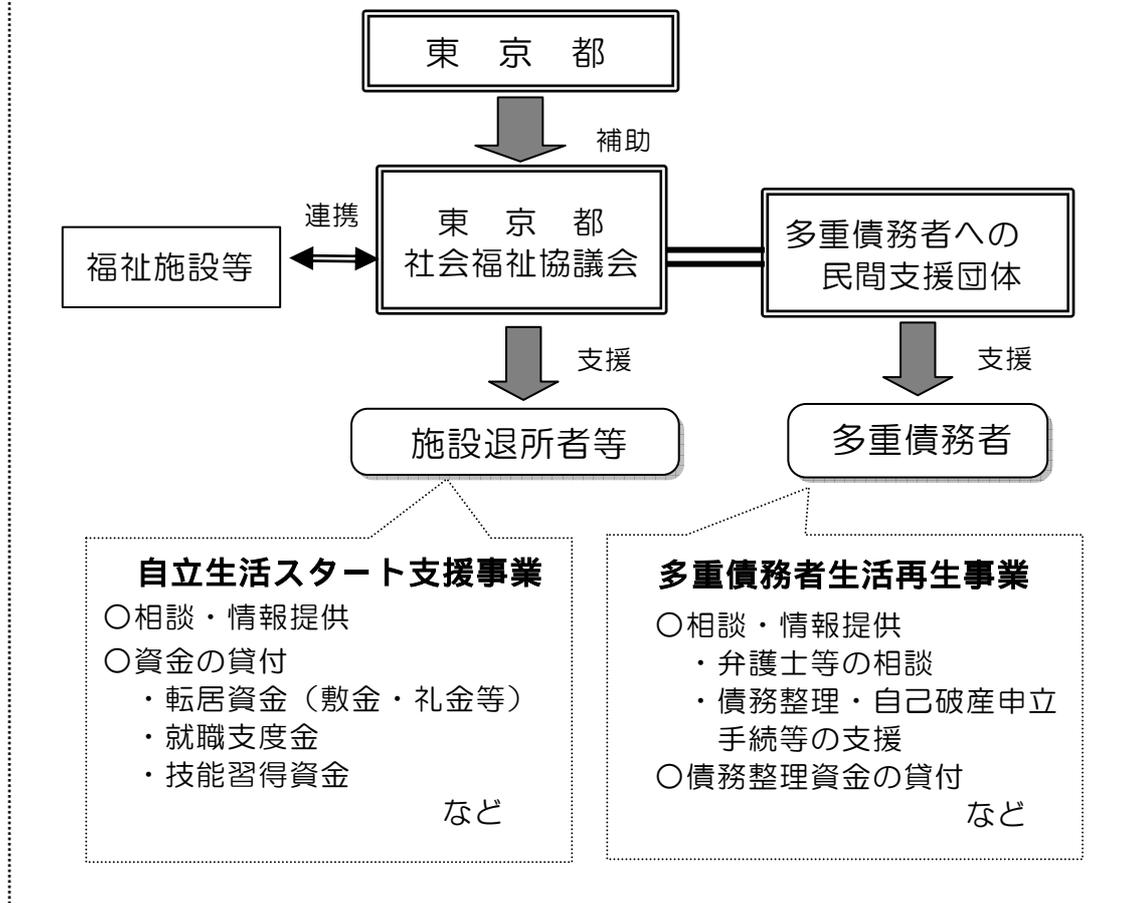
[多重債務者生活再生事業]

- ・ 多重債務者の相談に応じるとともに、状況により以下の支援を実施
 - ①弁護士等による相談、債務整理・自己破産申立手続等の支援
 - ②債務整理資金の貸付（債務整理により現在の収入で返済可能な場合）

[自立生活スタート支援事業] ~ 児童養護施設退所者など ~

- ・ 相談対応とともに、現行制度の利用が困難な人へ以下の支援を実施
 - ①転居資金
 - ②就職支度金
 - ③技能習得資金

新生活サポート事業の仕組み



2 オリンピック招致・多摩国体開催を好機に 福祉のまちづくりを一層推進します

～「ユニバーサルデザイン」を理念として～

基本的な考え方

(オリンピック招致等を好機に「もてなしの精神」「思いやりの心」を)

- いま、平成28年(2016年)の東京オリンピック・パラリンピックの招致、そして平成25年(2013年)の多摩国体・全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、準備が進められています。
- 高齢者や障害者をはじめ、東京で生活する人々、そして全国・全世界から東京に集うすべての人々が快適に過ごせるよう、「もてなしの精神」と「思いやりの心」に満ちたまちづくりを、ハードとソフトの両面から進めていくことが重要です。

(「バリアフリー」から「ユニバーサルデザイン」へ)

- こうした観点からの都市施設や日常の様々なサービス等を利用しやすくするための配慮や取組は、施設設置者や事業者の責任で行われることが基本ですが、本格的な少子高齢社会が到来する中で、オリンピック招致等を好機に、福祉のまちづくりの取組を加速していくことが必要です。
- 現在、都は、「バリア(障壁)の存在を前提に、その除去を行う」というバリアフリーの考え方を発展させ、「はじめからできるだけ多くの人利用できるようデザインする」というユニバーサルデザインの理念に基づき、福祉のまちづくりに関する様々な促進策を進めています。
- 今後は、新たに制定された「バリアフリー新法(*)」の動向も踏まえながら、学識経験者・事業者・関係団体等からなる「福祉のまちづくり推進協議会」において、さらに効果的な施策展開について検討し、「福祉のまちづくり」を一層推進していきます。

*正式名称「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

主な事業展開

ユニバーサルデザインによるまちづくりの促進【新規】

[ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業]

- ・ これまでの「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業」の成果を踏まえ、地域特性を踏まえた区市町村の先駆的な取組を支援し、ユニバーサルデザインのまちづくりの一層の推進を図ります。

[とうきょうトイレ整備事業]

- ・ 障害者や高齢者、子どもなど、だれもが社会参加できるまちづくりの核となるトイレの計画的整備について、区市町村の取組を支援していきます。

鉄道駅エレベーター等の整備

- ・ 区市町村と協働し、民間鉄道事業者が行う駅施設へのエレベーター等の整備を支援していきます。

だれにも乗り降りしやすいバスの整備

- ・ ノンステップバスの普及を推進するため、民間バス事業者に対し、車両購入経費の一部を助成していきます。

福祉のまちづくりの普及啓発

- ・ ユニバーサルデザイン推進のためのパンフレット作成、福祉のまちづくりホームページの運営、「福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈」を行うなど、都民・事業者に対する情報提供や普及啓発を進めます。

ショッピングセンターにおける「トイレ整備」の例

(平成16年度「福祉のまちづくり功労者知事表彰」)

- 利用者アンケートの実施、車いす使用者、視覚障害者やオストメイト(*)、建築家や理学療法士等を集めた市民参加型会議を開催して設計に反映
- フロアごとにテーマを設け、センター全体で多様なニーズに対応



2階の
「だれでもトイレ」



5階の異なる型の
「だれでもトイレ」



7階のおもちゃ売場横
の「こどものトイレ」

*オストメイト:人工肛門・人工ぼうこうを使用している人

3 「地域の福祉力」の向上を目指します

～ 民生・児童委員活動の裾野を広げる新たな仕組みを創設～

基本的な考え方

（地域社会の取組が不可欠な事案が山積）

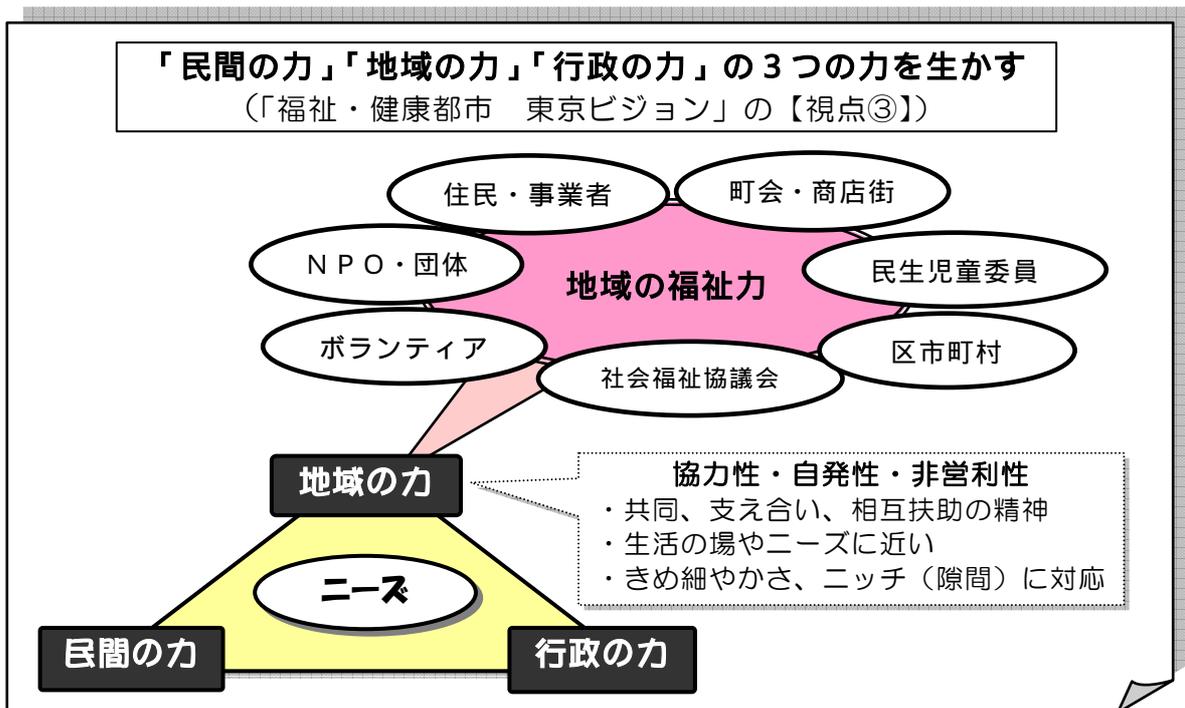
○ ビジョンでは、効果的・効率的な施策展開に向けて、①創意工夫と競い合いの「民間の力」、②指導監督等の「行政の力」、そして、③様々な人と人との協力による「地域の力」の3つのベストミックスの視点を掲げています。

○ しかし、先に述べたとおり、今日の地域の課題は多様化し、公的な対応に加え、地域社会の協力・配慮が不可欠な事案が増加する一方で、都市化などを背景に、「地域の力」の低下が指摘されています。同時に、多くの人々が地域活動に参加を希望しているという調査結果もあります。

*地域の活動への参加意欲について、「現在参加している」は1割程度だが、「今後は参加したい」を含めると6割に達する（平成16年版国民生活白書）。

（「団塊の世代」が退職期を迎える平成19年）

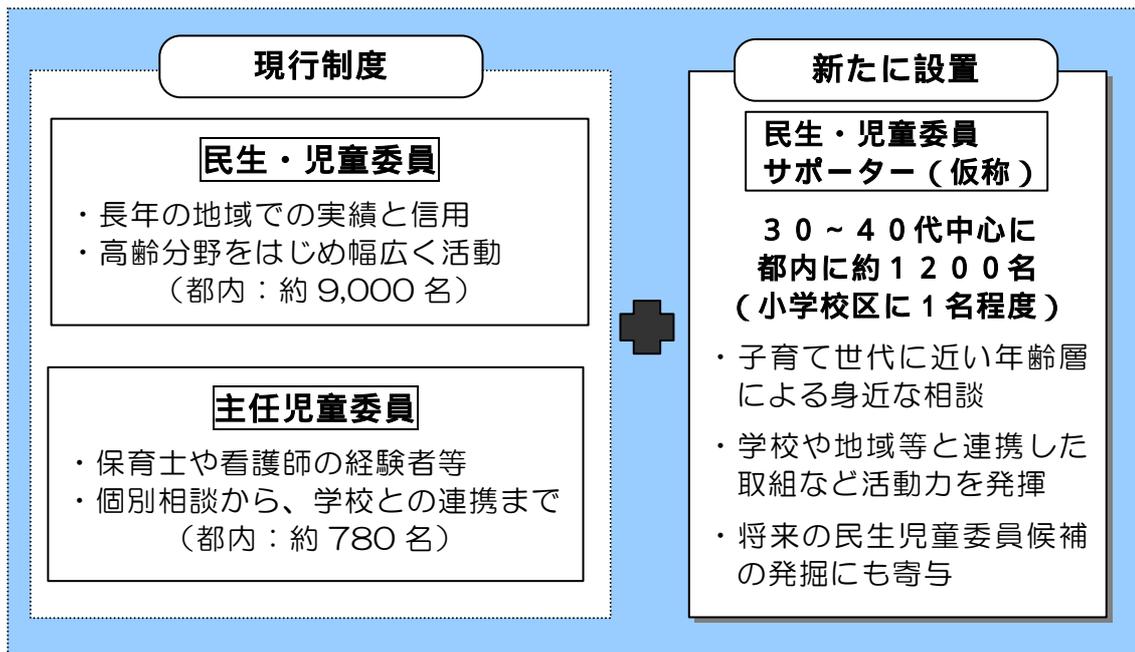
○ いわゆる「団塊の世代（1947～49年生まれ）」が退職期を迎える平成19年を機に、多様な主体を結集し、地域社会を再生していくための様々な方策を検討し実施していきます。



主な事業展開

民生・児童委員サポーター制度（仮称）の創設【新規】

- ・ 現行の民生・児童委員活動の裾野を広げる新たな仕組みとして、「民生・児童委員サポーター（仮称）」を都内全域に配置（おおむね 1,200 名。小学校区に 1 名程度）し、子ども家庭をめぐる多様な課題を中心に、地域の対応力を強化します。



地域の潜在力を生かした福祉サービス提供の仕組みづくり【新規】

- ・ 団塊世代の退職等も踏まえ、地域の多様な人材が持つ豊富な知識、社会経験を地域共有の財産として引き出し、活用する区市町村を支援し、地域の福祉力向上と、豊かな地域社会の再生を目指します。

支援内容の例

活動のための環境整備

- ・ 地域の実態調査（意識・ニーズ）
- ・ 地域内の各種活動団体のデータベースの作成
- ・ 相談窓口の設置
(活動の場の紹介など)

活動の促進

- ・ 活動リーダー養成研修
- ・ 活動促進アドバイザーの設置
- ・ 受入団体と参加者との調整
- ・ 活動のための起業支援